

副本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 外123名

被 告 仙台パワーステーション株式会社

## 専門委員の関与に関する意見書（2）

平成30年9月5日

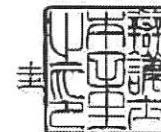
仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

### 被告訴訟代理人

弁護士 荒井 紀 充



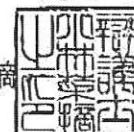
同 本田



同 須藤 希 祥



同 小林 菜 摘



貴庁からの平成30年8月14日付け事務連絡において内山巖雄氏（以下「内山氏」という。）の専門委員への選任にかかる検討がなされている旨のご連絡をいただいたところ、被告においては特段の反対意見を持たないため、指定の期限までに特段の意見を申し述べることを差し控えた。しかるに、今般、原告らが提出した平成30年8月30日付け「専門委員の選任及び関与に関する意見書」（以下「原告ら意見書」という。）に接したところ、およそ適切と考えがたい意見が繰々述べられていることから、以下において、被告の意見を申し述べる。

なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

## 第1 内山氏に関する意見

原告ら意見書においては、本件訴訟における専門委員として、内山氏に加えて（あるいは、内山氏に代えて）、大気拡散モデルに関する専門家を専門委員として選任すべきとしている。

しかしながら、被告が平成30年7月11日付け「専門委員の関与に関する意見書」において述べたとおり、排出基準及び大気の汚染に係る環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠に関する知見を有する者の専門的知見を本件訴訟に導入する必要があることは明らかであり、なぜ、原告らがこの点について否定的な見解を有するのか、およそ理解することができない。一方、原告ら意見書の内容に照らすと、原告らにおいても、排出基準及び大気の汚染に係る環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠に関する知見を有する者として内山氏が不適任であるといった考えは有していないようであり、この点においては、被告も異論のないところである。

## 第2 本件において専門家の知見を導入すべき論点は何か

本件の主たる争点に係る訴訟物は、①生命、身体を保護法益とする人格権（いわ

ゆる身体的人格権に基づく妨害予防請求権）、及び②平穏に日常生活を送るという人格権（精神的価値を保護法益とするもの）である。

そして、上記①の身体的人格権に基づく妨害予防請求権を訴訟物とする場合、一般的には、（1）権利侵害、（2）受忍限度、（3）実質的被害の発生に対する蓋然性が差止請求の要件となるものと理解されている（なお、この問題に関しては、上記②の平穏生活権との関係でも同種の議論が当てはまるところから、別途に議論することは控えることとする。）。

このうち、（2）受忍限度との関係では、環境省令が設定するところの排出基準（大気汚染防止法第3条、第18条の22）や、行政上の努力目標としての「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法第16条）である環境基準が定められていることを看過するわけにはいかない。排出基準や環境基準は、我が国の代表的な専門家の間で各種の専門的知見について検討を加えた結果を踏まえて環境省により定められたものであり、原告らが排出基準や環境基準とは異なる考え方に基づき受忍限度を画する旨の主張を行う以上は、なぜ排出基準や環境基準に依るべきではないのかという点の論証を欠くことはできないはずである。原告らのように、単に自らの主張の根拠とする論文（甲A11）の内容に依拠すべきことのみを声高に唱道し、その内容の理解に資する専門家を専門委員に選任すれば足りるが如き主張を行うのはおよそ適切さを欠く。一般的に、学界においては様々な知見が発表され、それが専門家の間での幅広い批判的な検討を経ることにより客観的な妥当性を得ていくという過程を辿るものであり、排出基準や環境基準の策定においても、様々な専門的知見について優れた専門家が検討を加えるという過程を辿っているところ、そのような過程にかかる知見を有する者の専門性を活用することなしに本件訴訟を進めるべきとするのは、問題の本質への理解を欠いた主張である。

そこで、原告らが、本件訴訟に関与させる専門委員の数が一名の場合には、内山

氏に代えて、大気拡散モデルに関する専門的知見を有する者を選任すべきであるとするのは、正当性を認め難いものというほかない。

なお、原告らは、かかる主張を行う理由付けとして、「受忍限度の程度は法的な評価（規範的要件）そのものであり、裁判官が独自に判断するべき事項と思料する。そして、環境基準や排出基準は、受忍限度を判断する際の考慮要素のひとつにすぎず、上記各基準の内容については、既に公となっている各種文献を証拠として提出することにより、専門委員の関与がなくとも裁判官が独自に評価できる」とする。しかしながら、受忍限度の程度について最終的には裁判官がその裁量に基づき判断すべきであったとしても、それが、専門性の高い事項に関して裁判官が正当な理解を得た上でのことであることは論を俟たない。この点について「既に公となっている各種文献を証拠として提出する」ことで足りるのだとする立論は、裁判官は高度に専門的な事項であっても専門家の助力を得ずに独力で文献を読み解き判断すべきであるとするものに等しく、専門委員という制度の趣旨を根源的に否定するものに他ならない。

被告としては、原告らは、受忍限度という本件訴訟における主要な争点について、専門的知見の導入にむしろ後ろ向きな姿勢を取るかのような主張を行うことに驚きを禁じ得ず、その真意を訝しく思うものである。

一方、大気汚染に関しては、自動車などの移動発生源とともに、仙台PS以外の固定発生源（他の工場や自然現象など）などの影響もあることから、仙台PSから一定程度の距離がある地点における特定の物質の測定値に対する仙台PSの寄与度、すなわち、上記（3）の実質的被害の発生に対する蓋然性の点も問題となり得る。しかし、これは、議論の順序の問題として、そもそも如何なる受忍限度を設定するかが定まらないと有意な議論がなし得ないはずの問題である。

また、健康被害にかかる損害賠償請求権を使用する場合や身体的人格権に基づく妨害排除請求権を使用する場合とは異なり、妨害予防請求権を訴訟物とする本件に

においては、一定の健康被害と被告の行為との間の相当因果関係の有無が問題となるわけではない。すなわち、実際に健康被害が発生しているか否かと関わりなく、被告の行為により健康被害が発生するおそれがあるのかどうかという点こそが、上記（3）の実質的被害の発生に対する蓋然性においては問題となる。そして、この問題を検討する上では、被告の行為に由来して一定の危険が発生しているといえるかどうかという意味での因果関係が問題となり、かつ、原告らが主張するところの大気拡散モデルがこれに関する一定の証拠方法となり得ることはたしかである。しかし、この問題を検討する上では、かかる意味での因果関係の検討に先立ち、そもそも個々の原告が一定の危険に曝されていると言えるのかという点が先行して検討されなければならないはずである。そして、この点の検討に当たっては、大気拡散モデルは何らの回答ももたらすものではない。すなわち、個々の原告が一定の危険に曝されているかどうかは、それぞれの原告が居住している地域において特定の物質についてどのような測定値が検出されているのか、そして、これについて、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」としての環境基準との関係でどのように評価すべきなのかという点こそがまさに問題となるはずなのである。

そこで、上記（3）の実質的被害の発生に対する蓋然性との関係においても、まず問題となるのは、排出基準や環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠についての専門的知見であろう。そして、さらに個々の原告が一定の危険に曝されていることが論証されてはじめて、かかる危険な状態と被告の行為との因果関係が問題となるのである。

以上により、仮に大気拡散モデルに関する専門的知見を有する者を専門委員として本件訴訟に関与させる必要性は相当に低いものと考えざるを得ない。

なお、そもそも大気拡散モデルについては、本件においては「米国環境保護局が推奨する大気汚染物質影響評価モデル」を用いているとのことであり（甲A11）、その評価が確立したモデルを用いているということのようである。しかし、一般的

に評価が確立したモデルなのであれば、その内容の理解のために専門委員を選任するというのは些か過剰な対応であろう。ちなみに、被告が、排出基準及び大気の汚染に係る環境基準の策定の経緯、趣旨及び科学的根拠に関する専門的知見を本件訴訟に導入する必要性を訴えるのは、このような専門的知見を有する者であれば、裁判所がその裁量により受忍限度にかかる判断を行うに必要な専門的知見を提供できるであろうとの考え方によるものであって、排出基準や環境基準そのものの数値の理解のためではない。

### 第3 進行協議期日の指定について

なお、原告らはこの件に関する貴府の「お考えを確認したい」との理由により進行協議期日の指定を求めるが、貴府のお考えは前回の口頭弁論期日においても明確に示されており、「お考えを確認したい」との理由により別途に進行協議期日を指定する必要性を見出しがたい。

以上